

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名

大村湾における藻場面積調査業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書添付の「大村湾における藻場面積調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年8月15日まで

(4) 履行場所

受託者の業務場所

(5) 予定表

告示日・公告日		4月17日
質問	提出期間	4月17日～4月28日(17:00)
	回答期限	4月30日
資格審査	申請期間	4月17日～4月28日(17:00)
	結果通知期限	4月30日
入札保証金免除申請書の提出期限		5月2日(12:00)
入札保証金納付申出書の提出期限		5月2日(12:00)
入札保証金の納付期限		5月7日
入札(開札)の日時		5月9日(13:30)

(6) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに「質問書」にて書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。(FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。)なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎県県民生活環境部地域環境課 FAX:095-895-2572

〔提出期限〕令和7年4月28日(月) 午後5時

回答については令和7年4月30日(水)までに書面(FAX)にて回答する。全参加者に関する事項は、長崎県県民生活環境部地域環境課のホームページにも掲載する。

(7) 資格審査結果通知書の提示

入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、資格審査結果通知書等(資格審査結果通知書の写しのほか、名刺、運転免許証、健康保険証など。)を入札執行者又は補助者に提示すること。

(8) 入札書の記載方法

入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

入札書の提出後は、書き換え、撤回することはできないこと。

代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

(9) 入札保証金

以下のいずれかで対応すること。

入札保証金の納付

1) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること(入札書に記載するのは税抜きであることに注意すること)

2) 納付に係る書類の様式は特に定めないが、事前に2(1)の部局へ連絡をしたうえで、次の事項を記載した申出書を令和7年5月2日(金)正午までに、2(1)の部局へ提出すること(書留郵便など配達記録が残るものに限り郵送も可)。

・宛名(長崎県知事)

・作成日

・入札者の住所または所在地、氏名または名称及び代表者名(代表者印(個人の場合、本人の印)を押印)

・申出内容(「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申し出ます。」と記載。)

・業務名 大村湾における藻場面積調査業務委託

・入札保証金納入額

3) 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、最寄りの金融機関において納付すること。

4) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和7年5月7日(水)午後5時までに2(1)の部局へ提出すること。

県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する

1) 入札保証保険契約の付保額が契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上となることに留意すること。

2) 入札保証保険証書は、その写しを令和7年5月7日(水)午後5時までにFAX等により2(1)の部局に提出し、正本を入札前までに提出すること。

3) 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して5日目(県の休日を除く)までとすること。
入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことの証明(2件以上)を提出する

1) 「同規模」については、長崎県財務規則により次の3段階に区分して判断する。

ア 3,000万円以上

イ 3,000万円未満1,000万円以上

ウ 1,000万円未満

2) 契約を締結したことの証明は契約書の写しで構わない。(原本証明を行ったものを提出)

3) 本証明に基づき入札保証金の免除を申請する場合は、該当する契約書の写し(2件)に免除申請の旨を記載した申請書(会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印)を添え、令和7年5月2日(金)正午までに2(1)の部局へ提出すること。

(10) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

1) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。なお、履行保証保険の契約期間は、契約予定日からとすること。

2) 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了したことの証明(2件以上)を提出する場合。(同規模の考え方については1(9) 1)と同様)

(11) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の から により無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札したとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は

受けることが明らかである者が入札したとき。

所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

入札書の首標金額が訂正されているとき。

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（12）落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・第一回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合は、入札者立ち会いのもとに、再度又は再々度の入札及び開札を行うこととする。

（13）契約書の作成等

落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く）以内に契約が締結できるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部と附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

その他入札、開札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(14) 競争入札の参加資格

大村湾における藻場面積調査業務委託に関する令和7年4月 17 日付けの一般競争入札の参加者の資格等について(告示)に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局(申請書の交付、提出場所及び問い合わせ先)

住所:〒850-8570 長崎市尾上町3-1

名称:長崎県県民生活環境部地域環境課(地域環境班)

電話:095-895-2355

FAX:095-895-2572

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

入札参加を希望する者は、競争入札の参加者の資格等(令和7年4月 17 日公告)に定める審査申請書に必要事項を記載し、関係書類を添えて提出すること。

申請の受付期間は、この入札に関する公告の日から令和7年4月 28 日(月)まで(ただし、県の休日を除く)の間の午前9時から午後5時までとする。